

令和7年度

群馬県地域
職業訓練実施計画

群馬県
群馬労働局
独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構群馬支部

目 次

1 総 説

- (1) 計画のねらい
- (2) 計画期間
- (3) 計画の改定

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

3 令和7年度の公的職業訓練の実施方針

4 令和7年度の公的職業訓練（ハロートレーニング）の 対象者数等

- (1) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等
- (2) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等
- (3) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等
- (4) 公共職業訓練（障害者委託訓練）の対象者数等
- (5) 求職者支援訓練の対象者数等
- (6) 県、局及び機構が行うべき事項等

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組 等

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練（ハロートレーニング）」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、本計画を実施する際に、群馬県（以下「県」という。）、群馬労働局（以下「局」という。）及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬支部（以下「機構」という。）が連携を図り、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

群馬県内における雇用失業情勢は、県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きにやや弱さがみられ、物価上昇等が雇用に与える影響に十分注意していく必要がある。

こうした状況の中、雇用情勢の改善を図るためには、離職者の着実な就職促進を図ることが重要であり、そのためには、職業能力のミスマッチ解消を図り、一層効果的・効率的な職業訓練を実施する必要がある。同時に、人手不足の深刻化やDXの進展など、企業や従業員を取り巻く環境が急速かつ広範に変化しており、こうした急激な技術革新の進展等を踏まえた上で、誰もが生涯を通じて必要な能力を身に付け、希望に応じたキャリアを築いていくことができるよう、人材育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

3 令和7年度の公的職業訓練の実施方針

令和5年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること。
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い訓練分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること
- ③ デジタル人材が質・量とも不足していること。

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和7年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① 求職者にとって応募・受講しやすい募集・訓練日程となっているか（同時期・同一地域において同じ分野のコース設定を避けること）を検討の上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する
- ② 求人ニーズに即した訓練内容になっているか、検討を重ねるとともに、適切な受講あっせんに資するようハローワーク職員と訓練実施機関の連携を強化する。
- ③ 社会人としての基礎的能力を付与するという重要性を考慮しつつ、実態を踏まえた計画を策定する。
- ④ デジタル分野のコース割合を維持しつつ、デジタル以外の分野においても基礎的ITリテラシー要素を加味した訓練コースの設定、受講勧奨を行う。

4 令和7年度の公的職業訓練（ハロートレーニング）の対象者数等

（1）公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 機構の施設内訓練に係る実施規模と分野

主にものづくり分野において訓練を行うこととするが、地域のニーズを踏まえた訓練を実施する。

※以下（ ）内は前年度の計画数

施設名	定員	科目名
ポリテクセンター群馬 （群馬職業能力 開発促進センター）	456人 (441人)	CADものづくりエンジニア科 ものづくり実践科（機械系）（デュアルシステム） CADものづくりサポート科 電気テクノ科（管理コース） 電気テクノ科（施工コース） 電気技術実践科（デュアルシステム） スマート制御システム科 デジタルエンジニア科

② 県の委託訓練に係る実施規模と分野

「エッセンシャルワーカーの育成・女性のキャリア形成の支援」、「デジタルスキルの向上支援」、を柱とし、関係機関との連携によるきめ細かな就職支援を推進する。

分野別	コース数	定員	訓練科名
2年課程	30 (35)	140人 (172人)	介護福祉士、保育士、栄養士、准看護師、デジタル人材育成
介護系	8 (8)	160人 (160人)	介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修
技術系	8 (7)	100人 (90人)	建築CADオペレーター、大型自動車一種ドライバー育成、フォークリフト運転技術、ビル設備管理
事務系	12 (13)	276人 (296人)	簿記・パソコン実践、簿記・パソコン基礎、医療事務(デュアルシステム)、労務管理・経理事務
共通分野	11 (11)	198人 (198人)	ITエンジニア育成、パソコン基礎(育児等両立支援短時間)、Webデザイン、パソコンIT、ビジネス実践
eラーニング	2 (1)	30人 (15人)	デジタルスキル、OAスキル
合計	71 (75)	904人 (931人)	

(2) 公共職業訓練(在職者訓練)の対象者数等

① 機構では、産業の基盤を支える高度な職業能力を有する人材を育成するため、在職者に対し、事業主のニーズ等に基づき、適切かつ効果的な職業訓練を実施する。

(164コース、1,684人の定員を設定し、目標数1,040人で実施する。)

施設名	コース数	定員	訓練分野
ポリテクセンター群馬 (群馬職業能力開発促進センター)	164コース (160コース)	1,684人 (1,643人)	機械系 電気・電子系

② 県では、在職者のキャリアステージ(新入社員、中堅職員、管理者等)に応じて、初心者向け、資格・検定対策、応用編等、地域の中小企業のニーズを踏まえた多様なコースを設定する。(169コース、1,775人の定員を設定し、令和8年度までに、年間受講者数800名を目指す。)

施設名	コース数	定員	主な訓練分野
前橋産業技術専門学校 高崎産業技術専門学校 太田産業技術専門学校	169 コース (157 コース)	1775 人 (1,580 人)	機械加工、電気工事、電気機器 溶接、機械製図、自動車整備 管理監督者コース(TWI)
合計	169 コース (157 コース)	1775 人 (1,580 人)	

(3) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

地域産業のニーズに対応したカリキュラムを設定し、本県の基幹産業である「ものづくり分野」を担う若年技能者の育成を着実にを行う。

施設名	定員	訓練科名
前橋産業技術専門学校	80 人	機械技術科、電気技術科、CAD技術科 溶接技術科
高崎産業技術専門学校	100 人	溶接エキスパート科、機械技術科、住まいづくり科 塗装システム科、自動車整備科
太田産業技術専門学校	100 人	機械技術科、電気技術科、自動車整備科 CADシステム科、溶接技術科
合計	280 人 (280 人)	

(4) 公共職業訓練（障害者委託訓練）の対象者数等

知識・技能習得訓練コースでは、関係機関等からの要望やニーズを踏まえ、「介護職員初任者研修科」「ビジネス教養パソコン科」を継続する。

また、特別支援学校早期訓練コース及び実践能力習得訓練コースでは、個々の障害特性に応じた訓練が可能であり、修了後の就職にも結びつきやすい「企業実習型訓練」を関係機関との連携により、重点的に推進していく。

訓練コース	内容	訓練期間	定員
知識・技能習得訓練 コース	介護職員初任者 研修科	3 か月	9 人（3 人×3 コース） (12 人)
	ビジネス教養 パソコン科	2 か月	6 人（6 人×1 コース） (6 人)
e-ラーニングコース	Web 作成 スキル習得科	3 か月	3 人（3 人×1 コース） (0 人)
特別支援学校早期訓練 コース	企業実習型訓練	3 か月以内 (1~2 か月)	4 人（1 人×4 コース） (20 人)
実践能力習得訓練 コース	企業実習型訓練	3 か月以内 (1~2 か月)	28 人（1 人×28 コース） (24 人)
合計			50 人（62 人）

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受給することができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、必要な訓練機会を提供するため、訓練認定規模 885 人程度を上限とすることとする。

雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。

② 求職者支援訓練の内容

ア 求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）及び基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を併せて実施することとし、各コースの割合は、中央協議会で承認された割合を踏まえ、基礎コース 25%、実践コース 75%とする。なお、実践コースの設定に当たっては、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、就職氷河期世代の安定就労促進のため、短期間で資格等の習得ができる職業訓練や、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等である対象者について、その特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

地域別 コース別	中 毛	西 毛	北 毛	東 毛	合 計	割合
基礎コース	220人 (220人)				220人 (220人)	25%
実践コース	665人 (665人)				665人 (665人)	75%
実践コース内訳						
介護系	150人(150人)				150人 (150人)	(23%)
医療事務系	75人 (75人)				75人 (75人)	(11%)
デジタル系(IT分野・Webデザイン)	200人(200人)				200人 (200人)	(30%)
その他系(営業・販売・事務分野を含む)	195人 (195人)				195人 (195人)	(29%)
eラーニング	45人 (45人)				45人 (45人)	(7%)
	合 計				885人 (885人)	100%

<地域内訳>

中毛：前橋市、伊勢崎市、佐波郡
 西毛：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
 東毛：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡
 北毛：沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡

イ デジタル人材の育成・確保が重要かつ喫緊の課題となっていることから、「デジタル系」の計画数を、実践コースの約 30%で計画する。

なお、「デジタル系」の内訳は、IT分野及びデザイン分野のうち Web デザイン系コースを加えたものである。

ウ 県の施策と密接に連携でき、求人数が多い分野である「営業・販売・事務系」を地域ニーズ枠とし訓練認定規模の約 20%で設定する。

エ 求職者支援訓練のうち、次の値を上限として求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

- ・ 基礎コース 30% (30%)
- ・ 実践コース 30% (30%)

オ 求職者支援訓練は、職業訓練実施計画に則して、4 半期ごとに認定する（職業訓練実施計画で定めたコース別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものである。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

- a 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
- b a 以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする。

なお、定員枠の優先順位は、1) 新規参入枠、2) 実績枠とする。

カ 同一市町村において、同一分野・同一月における開講は 1 コースを原則とする。

キ e ラーニングコースについては、実践コース全体の共有枠として 45 人で計画する。

ク 実践コースについて、余剰定員が生じた場合、同一認定単位期間の他分野への振替を可とする。但し、e ラーニングコースへの振替は行わないこととする。

また、認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コース分については、同一年度の次期以降の認定単位期間への振替を可とする。また、第 4 四半期においては、基礎・実践間の振替を可とする。

(6) 県、局及び機構が行うべき事項等

①連携内容

公的職業訓練（ハロートレーニング）の担い手である県、局及び機構が連携し、地域全体の人づくりの視点で求人ニーズや求職ニーズ等について情報共有しながら、訓練コースの開催時期や地域等について十分に調整を行うとともに、訓練から就職までの一貫した支援を効果的に実施する。

また、ワーキンググループ等を活用し、定員充足率および就職率の低調な訓練、中止率の高い訓練分野のカリキュラム内容等の見直しを協議し、地域における訓練ニーズを踏まえたより効果的な職業訓練となるよう改善を図る。

②群馬県地域職業能力開発促進協議会の開催

令和7年度においても、群馬県地域職業能力開発促進協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

群馬県地域職業能力開発促進協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容等の検討を行うワーキンググループを開催する。

③ 受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練（ハロートレーニング）の実施

公的職業訓練受講希望者には、ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

訓練受講中、訓練修了後においては、訓練実施機関とハローワークが連携し、訓練実施機関が評価したジョブ・カード（職業能力証明シート）を活用したキャリア・コンサルティングの実施や訓練分野の求人情報の提供や求人開拓など積極的な就職支援を行い、就職率の向上を図る。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

（1）地域におけるリスクリングの推進に関する事業

地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する、①「経営者等の意識改革・理解促進」、②「リスクリングの推進サポート等」、及び③「従業員の理解促進」・「リスクリング支援等」の事業を、地方単独事業として実施する。

なお、令和7年度に実施する地域リスクリング推進事業については、実施地方公共団体・事業名・事業概要等を記載した一覧を令和7年度に開催される地域職業能力開発促進協議会に報告する